

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和6年4月22日

九十九里地域水道企業団
企業長 田 中 豊 彦

1 一般競争に付する事項

- (1) 業 務 名 水道用薬品成分分析業務委託
- (2) 業 務 場 所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地
東金市松之郷3761番地1
長生郡長柄町山之郷483番地27
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 業 務 期 間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- (5) 業 務 の 概 要

ア 目的

本業務は、九十九里地域水道企業団が使用する水道用薬品の規格試験を行い、購入仕様品質規格への適合性を確認するために実施するものである。

イ 概要

水道用薬品成分分析 1式

- (6) 予 定 価 格 落札決定後公表
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 入 札 保 証 金 免除
- (9) 契 約 保 証 金 無
- (10) 業 務 費 内 訳 書 無
- (11) 前・中間支払金 無

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登録されているもののうち、(大分類) 33・検査・分析について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等（契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。）がある者。
- (4) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者。
- (5) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの委託試験所である者。
- (6) 水道水質基準項目について、水道GLP及びISO/IEC 17025の認定を受けている者。
- (7) 水道用薬品成分分析業務委託仕様書のとおり業務を履行できる者。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和6年5月14日(火) 午前・~~午後~~ 9時30分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和6年5月13日(月)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和6年4月25日（木）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和6年5月1日（水）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けていることを証明するもの。併せて、千葉県内に検査施設を有することが確認できるもの。
- (2) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの委託試験所であることを証明するもの。
- (3) 水道水質基準項目について、水道 GLP 及び ISO/IEC 17025 の認定を受けていることを証明するもの。

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

水道用薬品成分分析業務委託

仕 様 書

令和 6 年 度

九十九里地域水道企業団

1 目的

本業務は、九十九里地域水道企業団が使用する水道用薬品の規格試験を行い、購入仕様品質規格への適合性を確認するために実施するものである。

2 業務期間

契約の翌日から令和7年3月31日まで

3 適用範囲

本仕様書は、以下の業務に適用する。

- (1) 業務番号 ー
- (2) 業務名 水道用薬品成分分析業務委託
- (3) 業務場所 山武郡横芝光町傍示戸1026番地（光浄水場）
東金市松之郷3761番地1（東金浄水場）
長生郡長柄町山之郷483番地27（長柄浄水場）

4 資格要件

本業務を実施しようとする検査機関は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 水道法第20条の4第2項の規定に基づく水質検査機関の登録を受けている者で、且つ、千葉県内に検査施設を有する者であること。
- (2) 公益社団法人日本水道協会品質認証センターの委託試験所であること。
- (3) 水道水質基準について、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 の認証を受けていること。

5 一般事項

(1) 法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

(2) 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(3) 再委託の禁止

原則として、分析を受託した検査機関においては、自ら分析を実施する。再委託は認めない。

(4) 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

(5) 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

6 業務内容

(1) 分析業務

ア 試料の種類、分析項目、分析方法

別紙1のとおり。

イ 分析の実施回数及び実施日

- ・水道用ポリ塩化アルミニウム－6回/年（各業務場所につき2回/年）
- ・水道用次亜塩素酸ナトリウム－6回/年（各業務場所につき2回/年）
- ・水道用硫酸－6回/年（各業務場所につき2回/年）
- ・水道用粉末活性炭－12回/年（各業務場所につき4回/年）
- ・分析実施日は、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

ウ 採薬容器

受注者は、試験に必要な容器及び容器ラベルを用意し、分析実施日前までに発注者が指定する場所に届けること。

エ 薬品の採薬及び受け渡し

発注者は、受注者の指定した容器に薬品を採薬し、発注者の指定する場所で受注者に引き渡すものとする。

オ 試料の運搬

受注者は、分析試料を破損防止の処置を施し、速やかに受注者の検査施設まで運搬すること。

カ 分析

受注者は、分析試料を検査施設に搬入後、速やかに分析に着手すること。特に次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素及び塩素酸の分析は、試料を受領した当日中に行うこと。

キ 速報値の報告

受注者は、試料受領の日より3週間以内に発注者に報告すること。

ク 再分析

発注者は、分析結果等に疑義が生じた場合は、再分析を指示することができるものとする。なお、この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

ケ 結果書の作成

受注者は、試料受領の日から30日以内に分析試験結果書により発注者に報告するものとする。また、分析試験結果書以外にも検査の結果の根拠となる資料（クロマトグラム、濃度計算書等）を提出すること。

コ 試料の保存及び廃棄

分析試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採取から1ヶ月間（土日祝日を含む。）とし、廃棄日を記録すること。なお、保存期間終了後の分析試料は関係法令を遵守して受注者が廃棄すること。

サ 分析結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について、発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

7 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	部数	提出期限等
一般事項	業務着手届	1	契約後速やかに
	業務主任技術者等選任通知書	1	契約後速やかに
	業務完了届	1	業務完了後速やかに
	業務目的物引渡申出書	1	検査合格後速やかに
	請求書	1	検査合格後速やかに
	打合せ記録	1	打合せの都度
	業務打合せ簿	2	必要に応じて
	検査関係	検査結果書	1
分析チャート類		1	各分析終了後速やかに

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出すること。なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出すること。ただし、提出期限等については、土日祝日は含まないものとする。

8 安全管理

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

9 その他

(1) 契約締結後、直ちに発注者と打合せを行うこと。

(2) 本仕様書に定めなき事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、発注者の指示に従うこと。

別紙 1 試料の種類、分析項目、分析方法

①水道用ポリ塩化アルミニウム

試験項目	検査方法	規格
外観	JWWA K 154:2005-2	無色～黄味がかった薄い褐色の透明な液体
比重 (20℃)		1.19以上
酸化アルミニウム (Al ₂ O ₃) (%)		10.0～11.0
塩基度 (%)		45～65
pH値 (10g/L溶液)		3.5～5.0
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻) (%)		3.5以下

②水道用硫酸

試験項目	検査方法	規格
硫酸分 (H ₂ SO ₄) (%)	JWWA K 134-2005に準拠	75以上

③水道用次亜塩素酸ナトリウム

試験項目	検査方法	規格
		特級
有効塩素 (%)	JWWA K 120-2008-2	12.0以上
外観		淡黄色の透明な液体
密度 (比重) (20℃)		1.16以下
遊離アルカリ (%)		2以下
臭素酸 (mg/kg)		10以下
塩素酸 (mg/kg)		2000以下
塩化ナトリウム (%)		2.0以下

④水道用粉末活性炭

試験項目	検査方法	規格
フェノール価	JWWA K 113:2005-2	25以下
ABS価		50以下 (40以下)
メチレンブルー脱色力 (mL/g)		150以上 (160以上)
ヨウ素吸着性能 (mg/g)		900以上 (1000以上)
pH値 (1%懸濁液の浸出液)		4～11
塩化物イオン (%)		0.5以下
電気伝導率 (1%懸濁液の浸出液) (μS/cm)		900以下
乾燥減量 (%)		50以下 (5以下)
ふるい残分 (ふるい目開き75μm) (%)		10以下
臭気物質吸着能 (2-MIB価)		5以下

※ABS価、メチレンブルー脱色力、ヨウ素吸着性能、乾燥減量のカッコ内の数字は九十九里地域水道企業団の定めた規格とする。